



()連絡票「羽島市への指示事項」に基づいた支援

- ・特定健康診査により継続的経過観察・・・次年度特定健康診査にて確認
- ・定期受診の確認と勧奨・・・訪問・電話・レセプトにて継続的に支援

その他保健指導等の場合は、速やかに家庭訪問等にて保健指導実施(指導内容は糖尿病連携手帳に記入)